

ネバダ州における ESA プログラムの行方

西村史子

1. 課題の設定

近年、アメリカ合衆国では、「教育預金口座 (Education Savings Account, ESA)」と呼ばれる、教育選択の自由を推進する政策に注目が集まっている。これは、義務教育を受ける子どもの保護者に、州政府が専用の銀行口座を開設させて一定の教育費を振込むもので、従来の補助金や教育バウチャーに比べ、その用途が大きく受給者に委ねられている点に特徴がある。つまり、保護者は子どもを公立学校に通学させる代わりに、政府からお金を受け取り、所与の範囲で自由に望む教育にそれを使えるしくみである。政府としては、一般に州内の公立学校の生徒一人当たりの教育費より低い額を設定し支給するので費用を節約でき、また生徒の流出により公立学校への直接の不満や批判が減るわけである。それが特殊なニーズのある子どもであれば、公立学校はそれまでのサービスコストを一気に削減できるメリットがある。残された公立学校の生徒には、配分される教育費が増えることでより良いサービスが提供され、不満は解消に向かうことが期待される。

同政策の思想的な淵源は、1978年に出版されたクーンズとシュガーマンの『教育の選択』(“Education by Choice: The Case for Family Control”)にあると指摘され⁽¹⁾、1992年にハートランド研究所 (Heartland Institute 1984年設立 イリノイ州アーリントンハイツ所在の保守系シンクタンク) が考案⁽²⁾、2005年にヘリテージ財団 (Heritage Foundation) にいたダン・リップス (Daniel Lips) が具体的な政策構想を示し⁽³⁾、彼が現在勤務するゴールドウォーター研究所 (Goldwater Institute 1988年設立 アリゾナ州フェニックス所在の保守系シンクタンク) が働きかけて、2011年のアリゾナ州で初めて政策として実現したとされる⁽⁴⁾。2017年7月現在、6州が導入を決定している。

本稿では、近年の米国での教育の公金支出を巡る議論を踏まえつつ、ネバダ州のESAプログラム導入に関わるプロセスを分析する。というのも、ネバダ州が全米で最も包括的なESA政策を目指して法整備や制度設計が進められたものの、州憲法との兼ね合いで問題が指摘され実施が見送られるに至ったからである。以下、この現在進行中の問題に着目し、教育預金口座の有する課題を整理し、今後の政策の方向性を検討する。

表1 教育預金口座を導入した州

法成立年	導入州	政策名称
2011年	アリゾナ州	Empowerment Scholarship Account
2014年	フロリダ州	Gardiner Scholarship Program
2015年	ミシシッピ州	Equal Opportunity for Students with Special Needs Program
2015年	テネシー州	Individualized Education Account Program
2015年	ネバダ州	Education Savings Accounts
2017年	ノースカロライナ州	Personal Education Savings Accounts Program

出典：Timothy Benson, "Education Savings Accounts: The Future of School Choice Has Arrived," The Heartland Institute, July 21, 2017 より作成。

2. ESA プログラム導入の過程

近年のネバダ州の教育状況を示す基本的なデータを表2と表3に掲げる。2014年度のネバダ州公立学校（K-12学年）の生徒一人当たり教育支出額は州比較で全米47位、教員一人当たりの生徒数、高等学校卒業率はそれ以下の順位にとどまり、前年の全米学力調査（National Assessment of Educational Progress, NAEP）の結果も芳しくなかった。Education Weekによる2016年度「教育の質比較報告」（“The Quality Counts 2016 report”）では、同州の総合ランクは全米最下位51番目となっている⁽⁵⁾。教員の給料が高めの割に、教育成果が上がっていないとも言えるだろう。この背景には、同州の急速な人口増加がある。20世紀から21世紀の転換期には、1990年120万人、2000年199万8千人、2010年には270万人に達した。カリフォルニア州など他州やメキシコなどからの流入が自然増を上回り、ラスベガス市のあるクラーク郡に州の人口が集中している。ヒスパニック系の割合は26.5%、国別ではメキシコ系の申告は20%を超える⁽⁶⁾。この事態は、学校在籍者数の推移や生徒の属性及び居住地域に反映されている。公立学校在籍者数は2000年度から2010年度の間で約28%増の437,444人、2015年度には467,527人に達した⁽⁷⁾。スペイン語を母語とする生徒が多く、英語の補習教育を受ける割合は高い。

2015年5月に、州内公立学校の劣悪な教育環境と教育成果への不満の高まりを受けて、ネバダ州議会に州上院議員スコット・ハモンド（Scott Hammond 在職2012年- 共和党所属）が、「教育預金口座プログラム」（Education Savings Accounts Program）を導入する法案SB302（Senate Bill 302）を提出して可決され、州知事ブライアン・サンドバル（Brian E. Sandoval 在職2011年1月-2019年1月 共和党所属）はこれに署名した⁽⁸⁾。初年度には、生徒一人当たり年間5,710ドルが支給される予定となっていた。同州のプログラムでは、生徒の申込み資格を、原則として「州内在住、前年度に公立学校在籍が100日以

表 2 2014 年度 ネバダ州の公立学校教育概況 (K-12 学年)

義務教育	1-12 学年 (7-18 歳)			
学校段階	幼稚園 (kindergarten), 小学校 (elementary school 1-4 学年), 中等学校 (middle school 5-8 学年), 高等学校 (high school 9-12 学年)			
学区数	17 学区			
学校数	658 校 (含チャータースクール 40 校)			
生徒数	459,095 人			
教員一人当たりの生徒数	21.2 人		全米 47 位	
生徒一人当たりの教育費	8,451 ドル		全米 47 位	
教育費の政府別負担割合 (%) (2013 年度)	学区	州	連邦	
	54.8	35.9	9.3	
教員一人当たりの平均給料	56,703 ドル		全米 19 位	
全米学力調査 (NAEP) 結果	数学		読解	
学年	第 4 学年	第 8 学年	第 4 学年	第 8 学年
良好 (proficient) 以上の生徒割合 (2013 年結果)	34% 全米 45 位	29% 全米 41 位	27% 全米 45 位	30% 全米 39 位
英語補習教育履修生徒割合	16.3%		全米平均 9.4%	
高等学校卒業率 (修了証付)	70.8%		全米 51 位	
学校給食減免生徒割合	52.3%		全米平均 51.8%	

出典：Nevada Legislative Counsel Bureau, *2017 Nevada Education Data Book*,
<https://www.leg.state.nv.us/Division/Research/Publications/EdDataBook/2017/2017 EDB.pdf>. (2018 年 2 月 25 日閲覧)
 National Center for Education Statistics, "Digest of Education Statistics,"
<https://nces.ed.gov/programs/digest/index.asp> (2018 年 2 月 25 日閲覧)
 The Nation's Report Card, "Nevada State Comparison," より作成.
https://www.nationsreportcard.gov/profiles/stateprofile/overview/NV?cti=PgTab_ScoreComparisons&chort=1&sub=MAT&sj=Nv&fs=Grade&st=MN&year=2013 R3&sg=Gender%3A+Male+vs.+Female&sgv=Difference&ts=Single+Year&tss=2015 R3-2013 R3&sj=NP (2018 年 2 月 25 日閲覧)

表 3 2012 年度ネバダ州私立学校在籍者数 (K-12 学年)

学校数	192 校			
生徒数	20,283 人			公立学校比 4.6%
生徒数内訳	幼稚園	1-6 学年	7-12 学年	無学年
	2,963 人	9,844 人	6,735 人	569 人

出典：State of Nevada Dept. of Education, "Nevada Private Schools"
http://www.doe.nv.gov/Private_Schools/. (2017 年 8 月 20 日閲覧)

上」程度と広く設定していて、ほぼ全家庭が受給対象となることから、全米初の全生徒対象の ESA プログラム (universal ESA program) と見られて国中から着目された⁽⁹⁾。

なお、同じ年に「ネバダ州教育選択奨学金プログラム」(Nevada Educational Choice Scholarship Program) の法案 AB165 (Assembly Bill 165) が可決され、私立学校での教育を望む子どもに、奨学団体を通じた授業料支援を行うことも決まっていた⁽¹⁰⁾。これは、連邦政府の定めた貧困レベル 300% の収入未満の世帯 (4 人家族なら 72,750 ドル) を対象に 7,755 ドル (2015 年度) を上限に援助するものである。財源は州商業税 (modified business tax) の控除で確保されることになった。すなわち、指定奨学財団への寄付金を州商業税の税額控除の対象とすることで、企業などから資金を集める仕組みである。控除総額の上限は初年度 500 万ドルとし、その後毎年 10% 増額される。2015 年度は、5 つの奨学財団が寄付を集め、1,558 名の生徒が 548 ~ 7,500 ドルの奨学金を得ている⁽¹¹⁾。こうして、ネバダ州は 2 つのプログラムを導入して、幅広い所得層に配慮しつつ教育機会の多様化を図る方向に舵を切った。

3. ESA プログラムの概要

ネバダ州財務局 (Nevada State Treasurer's office) が発行した「ESA 保護者向けハンドブック」によれば、教育預金口座を通じた給付金の受給や用途は以下のように説明されている。

(1) 受給条件

ネバダ州民の 5-18 歳で、申込み前 100 日間は公立学校 (チャータースクール含む) に在籍することが要件。すでに私立学校に在籍、ホームスクーリングを受けている子どもは資格がない。この 100 日ルールの例外は、①ネバダ州内で基地勤務の陸軍軍人家庭の子ども、② 5-7 歳の幼稚園に就園する子どもで、事前の公立学校在籍義務は求められない。引き続き公立学校の教育を一部受け続ける場合は、ESA 支給額は減額される。プログラムの利用者数に上限はない。

(2) 受給額

州の定める一人当たり標準基本支給額の満額が、障害のある生徒や低所得家庭の生徒に支給される。実際には、保護者の ESA 専用の口座に振り込まれる。前者の場合は学区の個別教育計画 (Individual Education Plan, IEP) あるいは医師の診断書が、後者の場合は連邦政府の定める貧困レベル 185% 未満の世帯収入を証明する書類が申し込み時に提出を求められる。他生徒にはその 90% が銀行口座を通じて給付される。2015 年には、予定では満額なら 5,710 ドルが予定されていた。

(3) 給付金の使途

具体的な使途として認められるのは、私立学校授業料、遠隔教育費用、個人指導謝金（指導者には教員免許状や学士号以上の学位などが必要）、教育課程費（カリキュラム購入費）、教科書・教材費（日常生活用品は除く）、相談・セラピー費用（障害生徒対象）、州内の大学など中等後教育機関への入学手続き費用や授業料、通学等の交通費（上限 750 ドル／年）、指定の全米レベルの標準学力試験等の受験料、大学等でのアドバンストプレースメント（Advanced Placement, AP）試験等の受験料、特別支援教育に関わる費用、その他教育機関から請求される諸経費などである。給付金は次年度へ繰越し可能だが、最終年度の未使用分は州に返納となる。

(4) 受給のしくみ

2, 5, 8, 11 月の年 4 回に分割して、保護者の口座に給付金が振り込まれる。使用についてはオンラインの手続きが求められている。例えば、授業料等については、承認されている教育機関の場合は、保護者と当該機関の間で、州財務局のウェブサイトを通じて請求と承認が成立した場合に、所定の手続きに従い、引き落とされる。これは、遠隔教育等で必要かつ州が承認する PC 購入の際も同様である。また、立替え払いをしたものについては、請求書と領収書の写しを財務局に送り、還付される。ただし、還付請求は一回につき 50 ドル以上である⁽¹²⁾。

4. 州最高裁が命じた財源措置の見直しと州政府の対応

ネバダ州の ESA プログラムが州議会を通過した後、ただちに同プログラムの州憲法違反を指摘する 2 つの訴訟が起こされ、予定していた翌年からの実施は延期となった。訴訟の概要と判決結果は次のとおりである。

(1) ダンカン対ネバダ州 (Duncan v. State of Nevada)

2015 年の 8 月に、ネバダ州のアメリカ自由人権協会 (American Civil Liberty Union, ACLU) 支部他は、ESA プログラムが州憲法第 11 条第 10 項の「州、郡、自治体等、いかなる類の公金も宗教目的に使用しないものとする (no public fund of any kind of character whatever, State, County, Municipality shall not be used for the sectarian purpose)」に抵触するとして、女性人権運動家のルビー・ダンカン (Ruby Duncan) らを代表に、州第 8 地区裁判所に訴えた。つまり、争点は、公金を使用しての ESA プログラムの実施が、この政教分離規定に違反するかどうかであった。

2016 年 5 月の同裁判所の判決は、同プログラムを合憲とした。ESA プログラムを利用して私立学校もしくは宗派学校の授業料を支払うかどうかは、保護者が選択するのであって州

の政府関係者ではない。それゆえ、「宗教に関しては中立的である」と判断したのである⁽¹³⁾。これを不服として、アメリカ自由人権協会は州最高裁判所への上訴を行った。

(2) ロペズ対シュワーツ (Lopez v. Schwartz)

2015年9月にヘレン・ロペズ (Helen Q. Lopez) 他6人の公立学校生徒の保護者が、州会計局長のダン・シュワーツ (Dan Schwartz) を相手取って起こした。その訴えは、州議会での議決プロセスが州憲法に反しており、ESA プログラムは無効だとするものだった。すなわち、SB302においてESA プログラムの具体的な予算措置がとられず、SB515 (Senate Bill 515) で公立学校の予算措置と合わせ審議され法案が可決したことを問題視した。州憲法第11条第6項(2)の規定には、「他の予算措置が立法化される前に、…州議会は州内のk-12学年の公立学校の運営に充当するに…十分と見なされる資金を配分する予算措置を立法化する (before any other appropriation is enacted to fund a portion of the state budget ...the Legislature shall enact one or more appropriations to provide the money the Legislature deems to be sufficient ...to fund the operation of the public schools in the State for kindergarten through grade 12)」とあり、公立学校予算の単独にして最優先の審議を求めている。

また、州議会がSB302でESA プログラムの人数制限等を行わず、SB515において公立学校予算と合わせてESA プログラムの予算措置を図るも、詳細な規定を設けなかったことで、公立学校運営の会計処理 (Distributive School Account, DSA) に関わり、ESA プログラムに生徒が大量に流出すれば、学区公立学校予算の減少や打撃に直結する恐れが生じた⁽¹⁴⁾。2016年1月に第1地区裁判所は原告の訴えを認めたが⁽¹⁵⁾、ネバダ州はこれを不服として直ちに州最高裁判所に上訴した。

(3) ネバダ州最高裁判所の判決

2016年7月に州最高裁判所は2つの訴訟の口頭陳述を受け、9月29日に一括して判決を下した⁽¹⁶⁾。その概要は次のとおりである。州最高裁判所は同プログラムが州憲法第11条第10項の政教分離規定に違反するとの訴えを却下したが、一方でSB302にこのプログラムの利用者数の制限や予算規模等が規定されていないこと、また、ESA プログラム導入に際し、公立学校の予算措置に関わるSB515を、SB302の後に可決成立させたという州議会のプロセスが改めて検討された。SB302は2015年5月29日に議会を通過し、6月2日に知事が承認している。SB515は2015年6月1日に議会を通過、6月11日に知事の署名、承認を得ている。州憲法第11条第6項(2)には公立学校の予算先議が規定されているため、後から成立したSB515をSB302の財源措置の根拠と見なすことはできない。たとえ、SB515が先議されたと見做しても、ESA プログラムの予算措置を含むことは認められない。そうでなければ、SB515は6項(2)違反となって、今度は6項(5)に従いその措置は無効 (any appropriation

表 4 ネバダ州議会上院・下院議員の所属政党

	上院 (定員 21)		下院 (定員 42)	
	民主党	共和党	民主党	共和党
第 78 回定例議会 (2015 年 2-6 月)	10	11	17	25
第 79 回定例議会 (2017 年 2-6 月)	11(1)	9	27	14

注意：2017 年現在、下院と上院に各 1 名欠員。() は、民主党寄りの無所属議員。

出典：ネバダ州議会ウェブサイトより作成。 <https://www.leg.state.nv.us/Session/78th2015/>、

<https://www.leg.state.nv.us/Session/79th2017/> (2017 年 8 月 25 日閲覧)

of money enacted in violation of section 6(2) is void) となる。したがって、ESA プログラムの予算執行には、法的裏付けを欠くとしたのである⁽¹⁷⁾。

(4) ネバダ州政府の対応

2016 年 9 月には、すでに保護者からの申込みが 8000 ほどに達し、担当部署が手続き書類の発送を始めていた矢先のことで⁽¹⁸⁾、ネバダ州の ESA プログラムは実質的な棚上げ状態に陥った。

2017 年度の第 79 回議会では州議会の状況も一転し、表 4 に示すように上下両院で民主党が優勢の中で知事は譲歩を余儀なくされる。2016 年 11 月に、同州では住民投票で有権者の 55% の支持をえて、娯楽用大麻 (recreational marijuana) の販売を認めることが決定していた。2017 年の会期末の 6 月にサンドバル知事及び州議会共和党は、生産業者に課す 15% の卸売売上げ税 (wholesale tax) の他、ESA プログラムの資金に充当する目的で販売業者に 10% の売上げ税 (retailing tax) を課す法案 SB487 (Senate Bill 487) を提出するも、結局は民主党に阻まれている⁽¹⁹⁾。こうして、宙に浮いた同プログラムの予算 2000 万ドルは、AB165 で認められた税額控除総額の引上げに付け替えられた⁽²⁰⁾。よって、ネバダ州の ESA 法は存在するも、議会が財政的な措置をとらないまま、2018 年度まで実施の目処はついていない。

5. 教育預金口座をめぐる議論と今後の動向

EdChoice (2016 年に Friedman Foundation for Educational Choice から改称) の全米調査では、保護者の 58% が ESA に賛成し、理由としてより自由で柔軟性があることやより良い教育環境の学校に入れることをあげている⁽²¹⁾。また州議会議員の 61% が ESA プログラム支持を表明、うち 54 歳未満の議員に限ると 69%、また在任 8 年未満の議員では 71% に支持率は上昇する⁽²²⁾。これらの数字から、ESA プログラム自体は学齢期の子どもを抱える世代を中心に、広く導入が望まれていることがうかがえる。類似の政策を実施するアリゾナ州で

表 5 私立学校授業料の公的支援制度比較

バウチャー (Voucher)	税控除による奨学金 (Tax-Credit Scholarship)	教育預金口座 (ESA: Education Savings Accounts)
制度参加を認められた私立学校を選択し、生徒が入学する場合、政府は保護者に授業料相当分を給付。実際には、保護者が支払い請求ないし確認をして、直接に私立学校へ支払われる。	個人や企業に奨学団体への寄付を認め、集めた寄付金を授業料奨学金として有資格の生徒（一般に低所得家庭）に支給。寄付金額分が所得控除や税額控除される。	政府から一定の金額が、生徒名義あるいは保護者の特定口座に振り込まれる。保護者が管理でき、子どもの多様な教育の費用に使用する。

は2017年度に4,525人、フロリダ州は2016年度7,463人、ミシシッピ州は2016年度425人が利用している。⁽²³⁾

いわゆる学校選択の自由を保障する教育政策の中で、特に私立学校を選択を経済的に支援する政策の一つに1990年のミルウォーキーに始まるバウチャー制がある。2016年には14州とワシントン特別区で採用されていて、全米で166,588人の生徒が私立学校を選択に利用している。もう一つに、1997年にアリゾナ州が税額控除教育支援プログラム（Original Individual Tax Credit program）として開始の、州税の非営利の奨学団体への寄付控除を認め、私立学校を希望する生徒の授業料支援をする制度がある。2016年には16州に20のプログラムが存在し、219,833人の生徒が利用している。いずれも、私立学校を選択を容易にする支援制度だが、税控除制度のほうが普及は早く利用者数が多い⁽²⁴⁾。

ベンソン（Timothy Benson）は、アリゾナ州控訴裁判決の、「ESA（政策）の対象は受益者たる家庭であって、私立ないし宗派学校ではない」を引用しながら⁽²⁵⁾、用途の広い（versatile）教育預金口座のほうが、学校選択を進めるバウチャー制よりも、州憲法の政教分離規定違反に問われにくいことを強調している⁽²⁶⁾。また、ベドリック（Jason Bedrick）らは、フロリダ州の教育預金口座が民間奨学財団の事業であり、その資金調達は税額控除の対象となる財団への寄付によること、ニューハンプシャー州のホームスクーリング生徒への経済的支援も同様の仕組みであることを参照し、州憲法上の問題を回避しやすい安定的な方途として、税額控除政策を通じ教育預金口座の予算を確保するよう提案している⁽²⁷⁾。学校選択のみならず多様な教育選択の自由の保障へと政策の具体的な実現に期待が寄せられる中で、ESAプログラムの実施には州憲法の政教分離規定への対策と公立学校制度への慎重な配慮が求められている。

《注》

- (1) Coons, John E. and Sugarman, Stephen D., *Education by Choice: The Case for Family Control*, Univ. of California Press, 1979, p.182. 邦訳の J. E. ターンズ, S. D. シュガーマン著白石裕監訳『学校の選択』玉川大学出版部, 1998 年では割愛されている。指摘は, Ron Matus, “Berkeley Liberals and the Roots of ESAs,” *Redefined*, September 09, 2015.
<https://www.redefinedonline.org/2015/09/berkeley-liberals-education-savings-accounts/>
(2017 年 10 月 20 日閲覧)
- (2) Bast, Joseph L., “A Short History of Education Savings Accounts,” The Heartland Institute, June 13, 2005. https://www.heartland.org/_template-assets/documents/publications/17458.pdf
(2017 年 7 月 14 日閲覧)
- (3) Lips, Dan, *Education Savings Accounts: A Vehicle for School Choice*, Goldwater Institute, November 15, 2005.
- (4) Lander, Matthew & Dranias, Nick, *Education Savings Accounts: Giving Parents Control of their Children’s Education*, Goldwater Institute, January 18, 2011.
- (5) “Quality Counts 2016: Called to Account New Directions in School Accountability,” *Education Week*,
<https://www.leg.state.nv.us/App/InterimCommittee/REL/Document/2522>,
http://www.edweek.org/media/qualitycounts2016_release.pdf (2017 年 9 月 1 日閲覧)
- (6) U. S. Bureau of Census, *United States Census 1990, 2000, 2010* より数値を抽出。
<https://www.census.gov/en.html> (2018 年 3 月 17 日閲覧)
- (7) Nevada Legislative Counsel Bureau, *2013 Nevada Education Data Book*, p.14, *2017 Nevada Education Data Book*, p.18,
<https://www.leg.state.nv.us/Division/Research/Publications/EdDataBook/> (2018 年 3 月 17 日閲覧)
- (8) SB302 (2015) は, ESA プログラムの骨格が定められ, 2015 年 7 月 1 日に規則制定等を含む行政手続き等の一部施行, 翌年 1 月 1 日に全面施行の予定であった。詳細は次のネバダ州議会のウェブサイトを参照。
https://www.leg.state.nv.us/Session/78th2015/Bills/SB/SB302_EN.pdf (2017 年 9 月 2 日閲覧)
- (9) Chartier, Michael, “Everything You Need to Know about Nevada’s Universal ESA Bill,” *EdChoice*, May25,2015.
<https://www.edchoice.org/blog/everything-you-need-to-know-about-nevadas-universal-esa-bill/>
(2017 年 7 月 30 日閲覧)
- (10) AB165 (2015) の詳細は, 次のネバダ州議会のウェブサイトを参照。
<https://www.leg.state.nv.us/Session/78th2015/Reports/history.cfm?ID=364> (2017 年 9 月 2 日閲覧)
- (11) Nevada Legislative Counsel Bureau, *2017 Nevada Education Data Book*, p.161
<https://www.leg.state.nv.us/Division/Research/Publications/EdDataBook/2017/2017EDB.pdf>
(2017 年 8 月 10 日閲覧)
- (12) Nevada State Treasurer’s Office, *ESA Parent Handbook*, version1.4, Jan.27, 2017,
http://www.nevadatreasurer.gov/uploadedFiles/nevadatreasurergov/content/SchoolChoice/Parents/Parent_Handbook.pdf (2017 年 6 月 5 日閲覧)
- (13) *Duncan v. Sate of Nevada*, Clark County Eighth Judicial District Court, Case No. A-15-723703-C.
- (14) SB515 (2015) は, 2015 と 2016 年度のネバダ州公立学校への州予算額と配分の概算を示したものの。詳細は次のネバダ州議会の資料を参照。

- https://www.leg.state.nv.us/Session/78th2015/Bills/SB/SB515_EN.pdf (2017年9月2日閲覧)
- (15) *Lopez v. Swartz*, Carson City First Judicial District Court, Case No. 150 C002071 B.
- (16) Nevada Legislative Counsel Bureau, 2017 *Nevada Education Data Book*, pp. 16-17.
<https://www.leg.state.nv.us/Division/Research/Publications/EdDataBook/2017/2017 EDB.pdf>
(2017年8月20日閲覧)
- (17) *Schwartz v. Lopez*, 132 Nev. Adv. Op. No. 73. EN BANC No. 69611/No. 70648 (2016)
<http://caseinfo.nvsupremecourt.us/public/caseView.do?csIID=37823> (2018年3月10日閲覧)
ネバダ州の司法制度では、一審の後は州最高裁判所に上訴する二審制を採ってきた。ただし、2014年に中間の控訴裁判所 (Court of Appeals) が導入され、州最高裁判所の判断で振り分けられた上訴案件のおよそ3分の1を扱うようになっている。次のネバダ州控訴裁判所のウェブサイトを参照。<https://nvcourts.gov/CourtOfAppeals.aspx> (2017年9月3日閲覧)
- (18) Swartz, Dan, "2016-09-29 Response to Nevada ESA Supreme Court Decision,"
http://www.nevadatreasurer.gov/SchoolChoice/2016_ESA_News_Releases/ (2017年7月5日閲覧)
- (19) Kudialis, Chris, "ESAs' loss of earmarked money from pot tax is rainy day fund's gain," *Las Vegas Sun*, June 6, 2017,
<https://lasvegassun.com/news/2017/jun/06/esas-loss-tax-money-recreational-pot-rainy-day/>
(2017年9月1日閲覧)
- (20) *Ibid.* 2017年度のみを臨時措置で、税控除総額の上限は2605万ドル。
- (21) DiPerna, Paul and Catt, Andrew D., "2016 Schooling in America Survey: Public Opinion on K-12 Education and School Choice," EdChoice, *Polling Paper* #28, October 6, 2016, p. 49.
https://www.edchoice.org/wp-content/uploads/2016/11/2016-10_SIA-Poll-Update.pdf (2017年8月23日閲覧)
- (22) DiPerna, Paul, "Surveying State Legislators: Views on K-12 Education, Choice-Based Policies, and the Profession," EdChoice, September 20, 2016, p. 26. https://www.edchoice.org/wp-content/uploads/2016/11/2016-9_Surveying-State-Legislators-By-Paul-DiPerna-Update.pdf
(2017年8月23日閲覧)
- (23) Jimenez-Castellanos, Oscar, Mathis, William J., and Welner, Kevin G., "The State of Education Savings Account Programs in the United States," National Education Policy Center, January 2018, p. 7.
<http://www.nepc.colorado.edu/publication/ESAs>
- (24) Ed Choice, *The ABCs of School Choice: 2016 Edition*, January 2016.
https://www.heartland.org/_template-assets/documents/publications/2016-01-27_-friedman_-the_abcs_of_school_choice.pdf (2017年8月24日閲覧)
- (25) *Niehaus v. Huppenthal*, 233 Ariz. 195, 310 P. 3d 983 (Ct. App. 2013) 2014年に原告がアリゾナ州最高裁判所に上告したが、棄却され確定した。
- (26) Benson, Timothy, "Education Savings Accounts: The Future of School Choice Has Arrived," The Heartland Institute, July 21, 2017, pp. 10-11.
https://www.heartland.org/_template-assets/documents/publications/ESA%20policy%20brief.pdf (2017年8月25日閲覧)
- (27) Bedrick, Jason, Butcher, Jonathan & Block, Clint, "Taking Credit for Education: How to Fund Education Savings Accounts through Tax Credits," *Cato Institute Policy Analysis No. 785*, Jan. 20, 2016, pp. 4-9.
<https://object.cato.org/sites/cato.org/files/pubs/pdf/pa785.pdf> (2017年7月19日閲覧)

The Education Savings Accounts Program in the State of Nevada

Fumiko Nishimura

The purpose of this paper is to make it clear whether the “education by choice” will be financed publicly in the U. S..

As of March 2018, there are six states whose legislature passed the bills of Education Savings Account (ESA) program, what is called, universal voucher. This policy is the evolution type of school choice. Parents are provided a set amount, which the state pays into their debit account. They can use the money for various education purposes such as private school tuition and fees, online courses, extracurricular activities, private tutoring and therapies.

Nevada is the third state that enacted the ESA in 2015, following Arizona and Florida and the first one to make it available for almost all the students in the state. Any k-12 student who has enrolled in the public school for at least 90 days can apply for the program. The ESA students cannot attend a public school concurrently.

The program was expected to start the next year, however, which has been challenged in the state court. The Nevada Supreme Court decided on the two cases combined that the ESA does not violate the church state separation clause of the state constitution, but which prohibits the public school funding is used for other education purposes. It ordered the state government to make a new funding mechanism for the ESA, which had been allotted to the public school education category.

Although the governor tried again to form the budget for the next fiscal years, the political power balance had already changed and the Democrats replaced the Republic in the legislature, where never admits the Republic governor’s proposal for the new budget plan. Nevada’s ESA program has kept the parents for waiting without the state fund provided for more than two years.

In the Nevada’s ESA case, there seems to be a shift of the state’s role in the public education. The state has begun to escape from providing the equitable education for all and instead subsidize the parents who can reach the adequate education services for their children. Some research results have proved this tendency. The opponents of the ESA still condemn it supports the religious education and fear that the exodus from the public schools might lead to the shortfall of their fund and ruin the common public good being built there for the society.

To avoid the law suit it is desirable the ESA program should be funded through the tax credit system for the donation to the private scholarship foundations owing to the distance between the state government and religious education. The tax credit policy has been regarded as an effective vehicle to develop the school choice rather than voucher. It should not be the state treasurer but the private foundation that transfers the money into the parents’ bank account for the legal stability.